

## 社会システムにフィットしたコンテンツ制作・著作システム

## Production and Authoring Systems of Contents in Japanese Social Systems

児玉 晴男†

柳沼 良知†

鈴木 一史†

Haruo Kodama

Yoshitomo Yaginuma

Motofumi T. Suzuki

## 1. まえがき

コンテンツが著作され、制作され、公開されていく過程に、法的小および倫理的な問題への対応が関わっている。その法的小および倫理的な問題への対応は、著作者および/または制作者が対応することになる。現実には、制作者側が対応するケースが多い。そして、その対応は、必ずしもシステムティックになっているとはいえない。コンテンツが著作され、制作され、公開されるとき、法的小および倫理的な問題への対応は、わが国の社会システムの中で、それらは連携させて行われることが効率的である。

その法的な対応においては、オープンソースやフェアユースといった標語のもとに、制作・著作され公開されている。ここで、留意しておかなければならないことは、それらがどこの国の社会システムに依拠しているのかにある。上記で表示される標語は、英米法系の法的・倫理的な社会システムのもとで機能することを表明するものである。したがって、わが国の法的・倫理的な社会システムで機能させるために、整合性ははからなければならない。すなわち、コンテンツの著作と制作との過程をつなぎ、法的小および倫理的な問題となる対象への対応を考慮したコンテンツ制作・著作システムが求められる。

本稿は、その観点から、著作権法制・情報法制と放送倫理などの相互の関係から、コンテンツ管理と連携した権利管理を考慮した放送大学教材を例としたコンテンツ制作・著作システムのプロトタイプを提案する。

## 2. コンテンツの制作・著作に関する課題

コンテンツは、電子書籍端末で提供される形態でも動画でネット配信される形態であっても、テキストと映像(動画と静止画)から構成される。放送大学教材でいえば、放送番組が印刷教材とともに、すなわち多様なメディアで存在するテキストと静止画および動画が連携するメディアミックス型コンテンツが想定できる<sup>[1]</sup>。

コンテンツの制作・著作の面から、印刷教材と放送番組では、著作権法上、権利関係が異なる。印刷教材については、著作者が放送大学教育振興会に出版権を設定し、発行される。放送番組は、著作者による講義形式の収録に対して放送大学学園の制作・著作になる。その関係を含む形で、コンテンツのネット配信は、著作権とプライバシーの面および倫理的な面からの問題を派生させることになる。すなわち、情報法制と放送倫理などの相互の関係が検討される必要がある。

ここで、法と倫理の関係は、本来、相互に入り込むものではない。その関係は、次のような関係にある。倫理も法も「道徳規範」にかかわりを持ち、倫理が内面的な規範であるのに対し法は外面的な規範であり、本人の意志にかかわらず強制されるという特色に注目しているとの見解がある<sup>[2]</sup>。したがって、法と倫理は相互補完する関係になり、本稿で着目するのは情報法制と放送

† 放送大学 / 総合研究大学院大学, OUI / SOKENDAI

倫理などとの接点にある。

ところで、コンテンツのネット配信に関しては、著作権法に関しては、著作権の保護と著作権の制限が関係する。原則として、営利を目的としないときは、公表された著作物は、権利者への許諾や利用料を必要としない。しかし、わが国の著作権の制限において、権利者への通知や補償金の支払いで調整される傾向がある。また、著作権の制限の規定とは別に、著作者人格権も考慮されなければならない。さらに、コンテンツにプライバシーや倫理に関するものが含まれるときは、当然、さらに別な対応が必要となる。コンテンツの制作・著作において、それらの相互の関係がはかられることによって、コンテンツの制作・著作は促進されることになる。

マサチューセッツ工科大学(MIT)は、2001年からOCW(OpenCourseWare)プロジェクトによって講義内容の資料をネットで公開している。東アジアにおいても広がりを見せているMIT OCWプロジェクトの中に、MIT OCWの中国版の精品課程がある。放送大学(The Open University of Japan)は、JOCW(Japan Opencourseware Consortium)の規約の中で、限られた数ではあるが放送番組教材を公開している。中央広播電視大学(The Open University of China)も、精品課程を公開する。韓国放送通信大学校(Korea National Open University)は、KOCW(Korea Open Courseware)でシラバスを公開していた。なお、英国の公開大学(The Open University)、香港公開大学(The Open University of Hong Kong)、北京広播電視大学(Beijing Open University)は、iTunes Uで動画をオンデマンドで公開している。iTunes Uは、課金システムのiTunes Store内の専用エリアであるiTunes Uにおいて、大学の講義等を無償で公開する。OCWとiTunes Uは、利用料0を含む情報システム環境が英米法系の情報法制および放送倫理のもとに構築されていることになる。

ここで検討されなければならないことは、わが国の大学のコンテンツの、OCWやiTunes Uという情報システム環境によってではなく、わが国の社会システムと整合性のある情報システム環境による公開である。その観点から、コンテンツを著作し、制作していく課程に、法的小および倫理的な問題への対応を考慮した情報システム環境が必要になる。それは、韓国放送通信大学校、中央広播電視大学(北京広播電視大学)、そして香港公開大学についてもいえることである。

## 3. コンテンツの制作・著作に関する課題への対応

コンテンツの制作・著作を促進するためには、著作権とプライバシーとの問題および倫理的な問題の対応が必要である。しかも、それらの問題を連携し、わが国の社会システムとの整合性から、コンテンツの制作・著作への合理的な対応が必要になる。この具体的な対応として、著作権とプライバシーの問題に関する権利の関係およびそれらと倫理的な問題に関する権利の関係について整理する。

### 3.1 著作権とプライバシーの問題への対応<sup>[3]</sup>

コンテンツの制作・著作をすすめる課題に、著作権と肖像権の問題がある。この肖像権は、プライバシーに関係する。放送大学では、『放送教材ハンドブック』に、放送教材の実際の権利処理を踏まえて、放送教材の制作に関する著作権の一般的な解説がある。そして、たとえば放送大学教材についていえば、放送番組教材はNHKエデュケーショナルが、印刷教材は放送大学教育振興会が権利処理を代行している。ただし、一般的な解説と実際の権利処理にあたっての関係が不明確であり、この手順が明確にされる必要がある。

ここで、国際的な著作権法界、すなわち英米系とそれ以外の国では法理が異なる。その差異は著作物が有形的な媒体へ固定されることが必要か否かにあり、その有無は著作隣接権の概念がないかあるかになる。その法理の差異は、権利の構造を異にすることになる。そして、わが国においては、著作権だけでなく、著作者人格権、出版権、実演家人格権、著作隣接権についても総合的にとらえる必要がある(図1)。この関係は、中国と韓国の著作権法制と同一性がある。

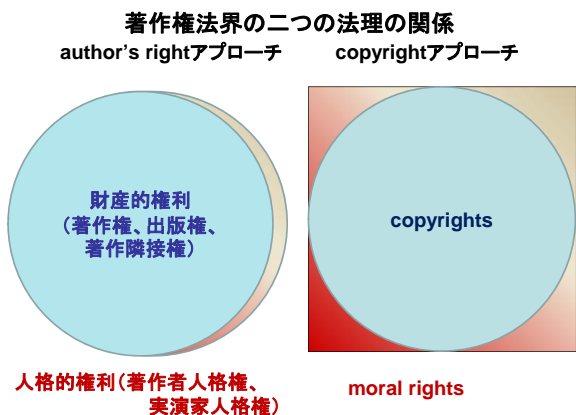


図1 著作権法制の法理の差異による権利の対応関係

したがって、コンテンツの制作・著作は、5つの権利を総合した権利管理によって機能することになる。また、コンテンツのネット配信の障害となる肖像権は、プライバシー権とパブリシティ権(財産権)が融合する権利である。そして、プライバシー権は、人格権の性質を有する。

上記から、著作権とプライバシーの問題は、著作権法制のもとに、人格権と財産権の双対の関係からとらえた権利管理が必要である。したがって、コンテンツを自動的にネット配信するためには、テキストと動画・静止画のコンテンツ管理や権利管理を手動も含めて付加するコンテンツ制作・著作システムが必要になる。なお、著作物(コンテンツ)の伝達の形式の峻別は、ネット配信においては、著作権と融合したものになる。著作権とプライバシーに関して、二つの著作権法制の中で、コンテンツの制作・著作に関する権利の対応関係は、copyright transferならびに著作権の譲渡、出版権の設定、著作隣接権の許諾、財産権に関する契約および著作者人格権と実演家人格権との関係は、財産権(譲渡、設定、許諾)と人格権が権利の保護と権利の制限(フェアユース)の中で対応する(図2)。

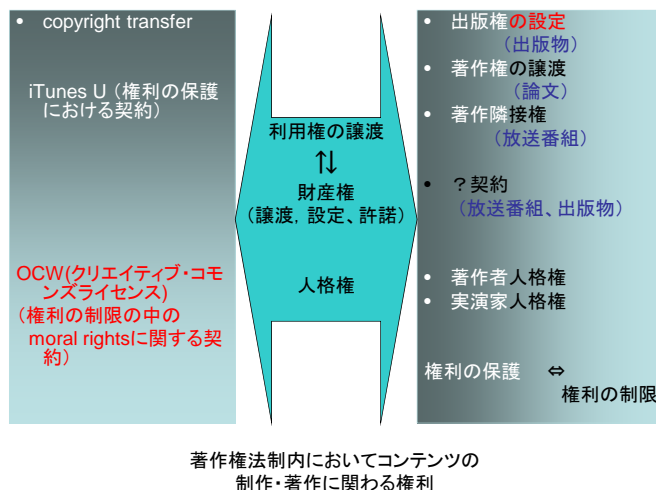


図2 コンテンツの制作・著作に関する権利の対応関係

そのとき、財産権(譲渡、設定、許諾)は、(著作物の)利用権の譲渡がcopyright transferが一對一で対応すると見ることができる。ここで、iTunesは権利の保護における財産権に関する契約に基づき、クリエイティブ・コモンズライセンスに基づくOCWはフェアユース(権利の制限)の中のmoral rightsに関する契約と推定することができる。ただし、フェアユースはわが国の権利の制限と対応するものではあるが、その意味は異なる。すなわち、有形的な媒体への固定を保護の要件とする法理では、原則、コモンズといえる著作物は合衆国憲法修正1条に反するものであるのに対して、わが国の著作物(コンテンツ)は人の感情の発露という観点から根源的に保護される対象である。

### 3.2 倫理的な問題への対応<sup>[4]</sup>

コンテンツの制作・著作のもうひとつの課題に倫理的な問題がある。一般に、放送番組の制作にあたっては、「NHK新放送ガイドライン」、「BBC Editorial Guideline」が参照され、またアメリカPBSのガイドラインも参照される。放送大学では、印刷教材と放送教材の作成に関する「教材作成マニュアル」の中にも、放送大学学園放送番組基準が明記され、著作権や肖像権に関する留意事項とともに、倫理的な問題への対応が規定されている。

その放送番組基準は、放送倫理基本綱領に準拠する<sup>[5]</sup>。その中で、放送は、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守るとしている。そして、放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようにつとめとする。また、一般基準で、編集にあたっては人権を尊重するとなっている。放送倫理は、主として放映後の視聴検査によって行われる。印刷教材に関しても、倫理的な留意点が注記される。その基準は、編集の自由や出版の自由に関わる<sup>[6]</sup>。すなわち、コンテンツの制作・著作では、編成権と編集権が関わる。コンテンツのネット配信により、その視聴は、国内にとどまるものではなく、国外でも可能である。したがって、放送倫理基本綱領などの内容が意味するものは、倫理的な問題が、各国の情報法制との全体的な関係から理解するものである。それは、著作権とプライバシーの問題においても、同様である。

上記から、著作権法制と放送倫理などの接点は、著作権法制の権利の制限をも考慮して、さらに情報法制の中の著作権法制および情報公開法制と個人情報保護法制等の抵触関係から導かれよう。したがって、倫理的な問題の適切な対応は、著作権法制の権利の制限の中の対象に対して、情報法制の人格権の相互の関係を考慮することになる<sup>[7]</sup>。それは、コンテンツの財産権と人格権を権利の保護と権利の制限との相補の関係のもとに、再構成することが必要である。

著作権とプライバシーの問題および倫理的な問題への連携した対応の共通の基準は、著作者人格権、プライバシーや倫理的な問題が人格権のうち、コンテンツの内容に同一性が保持されて公開されるか否かにある。ここに、わが国の情報法制に適合したコンテンツの制作・著作は、コンテンツ管理と権利管理(財産権だけでなく人格権をも考慮)の協調した情報システム環境が必要になる(図3)。

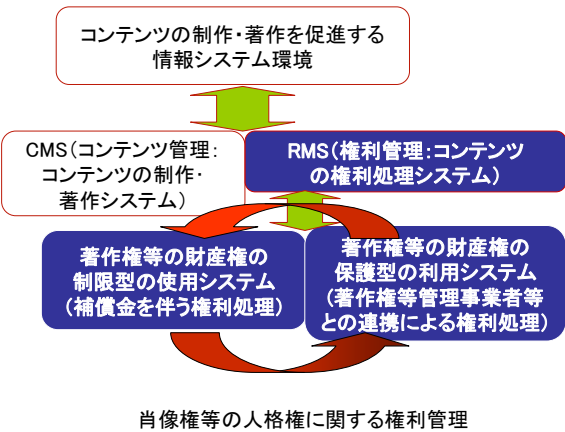


図3 コンテンツの制作・著作に関するコンテンツ管理と権利管理

4. コンテンツ制作・著作システムのプロトタイプ

コンテンツの制作・著作に関する課題への対応、すなわち著作権とプライバシーおよび倫理的な問題の合理的な対応の観点から、コンテンツ制作・著作システムの検討を行っている<sup>[8]</sup>。その観点は、コンテンツ自体がわが国の情報法制に適合したコンテンツ管理と権利管理に関する情報システム環境を内包することを必要とすることにある。制作されたコンテンツは、公開されていく条件によって、事後的な権利処理が必要となる。もしコンテンツ管理と権利管理との連携した構造を有したものでなければ、コンテンツを公開していくうえで、非効率なものとなる。

4.1 コンテンツ管理とコンテンツ定義ファイル

放送大学教材の印刷教材は、電子的な提供を想定していない。しかし、その制作・著作工程のコンテンツは、電子的な展開が可能な構造をもっている。その想定のもとに、テキスト作成ツールを開発している。本ツールは、章ごとに節を自由に作成し、作成した節に段落単位で文章を記述することができる(図4)。

そして、本ツールは、各段落に、必要に応じて添付資料(URL, ppt, 動画, 静止画)を貼り付けてハイパーテキスト構造を有するコンテンツを制作するものになる。本ツールでは、入力

されたデータは、XMLで管理され、ウェブ上で利用するためのHTML形式、組版のためのTeX形式、電子書籍端末で利用するためのePub形式へ出力する機能をもつ。そのコンテンツは、法的・倫理的な問題に応じて、二次加工を容易にする構造を有する。

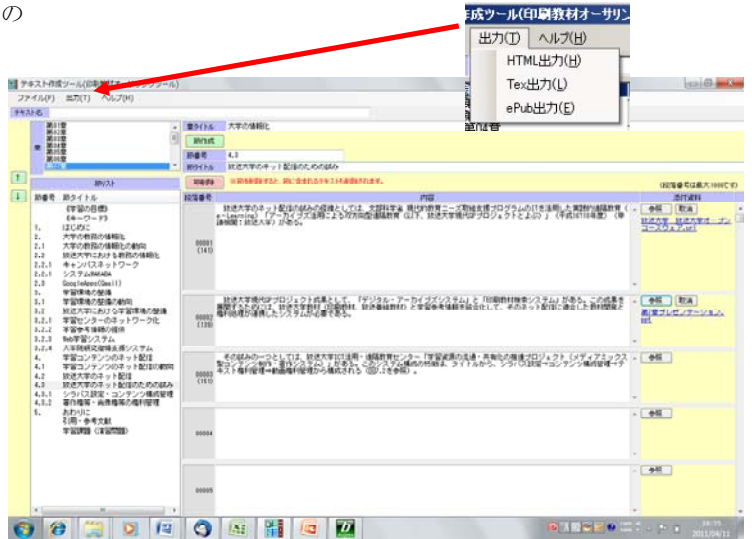


図4 テキストツールの表示例

映像編集については、収録された映像を市販の映像編集ツールによって、テキスト作成ツールの制作・著作工程と同様の操作を行っている。その操作は、映像素材を見ながら、画面上からコンテンツ定義を出力できるものになる。そして、テキスト作成ツールでまずテキストを作成することで、オーサリング時に必要になるコンテンツ定義ファイルのベースが自動的に生成される(図5)。



コンテンツ構成設定

図5 コンテンツ構成管理

そのベースとなるコンテンツ定義ファイルを参照しながら、映像素材を視聴し、視覚的にコンテンツ定義ファイルを完成させ

必要がある。なお、スライドの並べ替えによる映像編集ツールは別途開発しており<sup>[9]</sup>、コンテンツ定義の効率化の観点からは、映像編集ツールも、テキスト作成ツールと同様に、直接にコンテンツ制作・著作システムに組み入れる必要がある。

#### 4.2 コンテンツ定義ファイルと権利管理

テキスト作成ツールと映像編集ツールによって制作・著作されたコンテンツは、著作権等・肖像権等情報が管理され、権利処理が済んだかどうかを把握する機能が付加される(図6)。

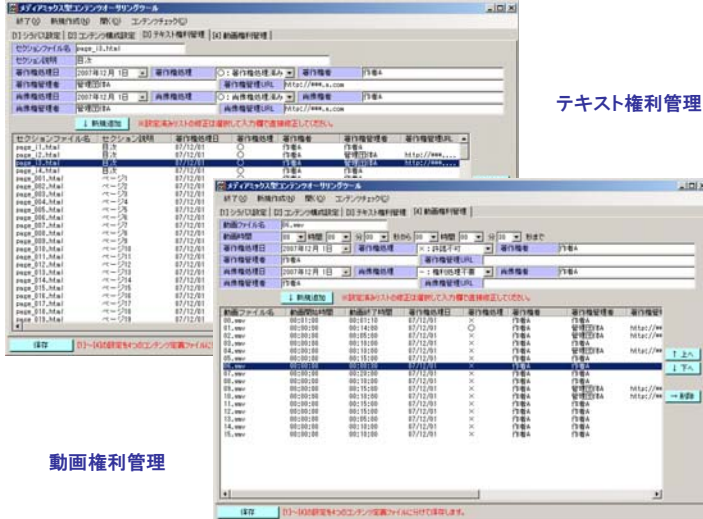


図6 テキスト権利管理と動画権利管理

上記で制作・著作されたハイパーテキスト構造のコンテンツは、権利処理がすべて済んだもののみが全体的な表示になり、権利処理が未完了であれば部分的な表示になる(図7)。後者のとき、コンテンツの利用者は、コンテンツの提供者に利用料を支払うことによって済む場合がある。コンテンツの提供者と著作権等管理事業者や著作権者との間で調整が困難な内容については、コンテンツの利用者に直接表示や案内を行うようなことも必要になる。また、著作権等・肖像権等情報が把握されたコンテンツは、利用状況によっては、著作権等・肖像権等情報が著作権等管理事業者のシステムに受信できるような仕組みを埋め込む必要がある。



図7 テキスト権利管理と動画権利管理による表示例

## 5. まとめと今後の課題

コンテンツの制作・著作をすすめていくためには、著作権とプライバシーとの問題および倫理的問題への対応が必要である。それらの問題は、別個に対応されているが、連携して対応することが効率的である。そのためには、わが国の社会システムに適合した権利面と倫理面との相互の関係からの問題解決が必要になる。その著作権法制と放送倫理などとの接点からの課題の解決は、著作権法制の権利の制限をも考慮して、さらに情報法制の中の著作権法制および情報公開法制と個人情報保護法制等の抵触関係から導かれる。その検討から、コンテンツの制作・著作に関しては、わが国の社会システムに適合した情報システム環境、すなわちコンテンツ管理と権利管理が連携した情報システム環境が必要である。

上記の観点から、テキスト作成ツールと動画編集ツールによるコンテンツ管理とコンテンツ定義ファイル、コンテンツ定義ファイルとテキスト・動画権利管理(著作権等管理と肖像権等管理)によるコンテンツ制作・著作システムのコンセプトが導出される。

なお、著作権とプライバシーの問題および倫理的問題への連携した対応の共通の基準は、著作者人格権の同一性保持権と公表権における関係から、コンテンツの内容に同一性が保持されて公開されるか否かに求められる。そのためには、コンテンツの中の図的表現を拡張した高次 3D 機能による機能<sup>[10]</sup>を付加したコンテンツ制作・著作システムの研究開発が必要になる。

## 参考文献

- [1] 児玉晴男, “アーカイブのテキストベース・メディアミックス型表示とその著作権管理,” 人文科学とコンピュータシンポジウム論文集「デジタルアーカイブ—その理論の深化と技術の応用—」, 情報処理学会シンポジウムシリーズ, Vol.2005, No.21, pp.217-224, 2005.
- [2] 田島裕, “企業倫理と法,” (井原他編)現代企業法の研究—筑波大学大学院企業法専攻十周年記念論集, 信山社, 東京, p.430, 2001.
- [3] 児玉晴男, “放送コンテンツのインターネット配信に関する著作権とプライバシーの相関問題の研究,” 放送文化基金『研究報告』平成18年度助成・援助分(人文社会・文化), 2008.
- [4] 児玉晴男, “放送コンテンツのインターネット配信に関する倫理的問題の研究,” 放送文化基金『研究報告』平成21年度助成・援助分(人文社会・文化), 2011.
- [5] <http://nab.or.jp/index.php?CA%FC%C1%F7%CE%D1%CD%FD%2F%CA%FC%CB%DC%B9%CB%CE%CE>
- [6] <http://www.shojihomu.co.jp/oshirase/20100331.pdf>
- [7] 児玉晴男, “包括的なユビキタスネット法制における開示/非開示情報の構造とその権利の性質,” 情報通信学会誌, Vol.28, No.3, pp.1-12, 2010.
- [8] <http://resource01.code.ouj.ac.jp/~mediamix/mediamix/>
- [9] 柳沼良知, 鈴木一史, 児玉晴男, “映像編集機能を持った教育映像データベースの開発,” 教育システム情報学会研究報告, Vol.24, No.5, pp.26-29, 2010.
- [10] Motofumi T. Suzuki, Yoshitomo Yaginuma, Haruo Kodama, “A Statistical Method for Selecting Pattern Descriptors of Textured 3D Models,” World Congress on Engineering and Computer Science (WCECS2010, ICIMT), pp.388-394, San Francisco, USA, 2010.